

あなたの賃金は

最低賃金以上ですか？

最低賃金法という法律をご存知ですか？

あなたがもらっている賃金が最低賃金未満なら法律違反となります。タクシーの職場で、営収が低くて賃金が少なくなっている場合、最低賃金法違反のケースがかなりあります。

最低賃金は都道府県ごとに決められていて、時間額で表示されます。毎年10月に改定されます（下表）。

支給された賃金を最低賃金と比較するためには、賃金の方も時間額に直して比較します。計算した時間額が最低賃金未満だっ



たら違法で、差額を請求できます。

しかし、法律違反であっても、会社を相手に是正させるのは一人では困難です。

労働組合に入って、力を合わせて改善しましょう。

最低賃金の計算例

●最低賃金は時間額で比較します

歩合給の時間額＝歩合給÷総労働時間

固定給の時間額＝固定給÷所定労働時間

両方ある場合は、それぞれ計算して足し合わせます

●対象にならない賃金

①臨時に払われる賃金②賞与・一時金③時間外・休日・深夜割増賃金④精皆勤手当・家族手当・通勤手当——これらは計算から除外して比較します

●計算例

45%のオール歩合賃金（45%のうち歩合給が40%、割増賃金5%）で、労働時間は1か月230時間（所定170、時間外60時間）、営収が40万円だったとします

最低賃金の対象となる賃金 40万円 × 40% = 16万円（割増賃金は計算から除外）

その時間額 16万円 ÷ 230時間 = 696円

696円が、その地方の最低賃金を下回っていれば違法です

2019年度地域別最低賃金額（時間額、2019年10月以降適用）

地方	(円)	福島	798	神奈川	1011	岐阜	851	兵庫	899	山口	829	長崎	790
北海道	861	茨城	849	新潟	830	静岡	885	奈良	837	徳島	793	熊本	790
青森	790	栃木	853	富山	848	愛知	926	和歌山	830	香川	818	大分	790
岩手	790	群馬	835	石川	832	三重	873	鳥取	790	愛媛	790	宮崎	790
宮城	824	埼玉	926	福井	829	滋賀	866	島根	790	高知	790	鹿児島	790
秋田	790	千葉	923	山梨	837	京都	909	岡山	833	福岡	841	沖縄	790
山形	790	東京	1013	長野	848	大阪	964	広島	871	佐賀	790		